



こうつうじ こ
1-5 交通事故

(1) あなたが ^{ほか ひと} 他の人の ^{くるま} 車のせいで けがをしたとき(あなたが ^{ひがいしや} 被害者のとき)
^{こうつう}
[N 交通 5-1\(2\)](#) を みて ください。

(2) ^{ほか ひと} 他人が あなたの ^{くるま} 車のせいで けがをしたとき(あなたが ^{かがいしや} 加害者のとき)
^{こうつう}
[N 交通 5-1\(1\)](#) を みて ください。

(3) ^{こうつうじ こしやうめいしよ} 交通事故 ^{こうつうじ こ} 証明書 <交通事故があったことを ^{しやうめい} 証明する ^{しよるい} 書類>
^{こうつうじ こ} 交通事故のとき ^{けいさつ} 警察から「^{こうつうじ こしやうめいしよ} 交通事故証明書」を もらって ください。
^{こうつうじ こ} 交通事故があったことを ^{けいさつ い} 警察に 言うと ^{こうつうじ こしやうめいしよ} 交通事故証明書を もらうことが できます。
^{こうつうじ こしやうめいしよ} 「交通事故証明書」は ^{ほけん} 保険の ^{かね} お金を もらうために ^{ひつよう} 必要です。
^{けいさつ き} かわいいことは 警察に 聞いて ください。

^{はんざい}
1-6 犯罪(どろぼう など)

^{もの} 物に ^{ぬす} 盗まれたときなど ^{はんざい} 犯罪のとき ^{ちか} 近くの ^{こうばん} 交番や ^{けいさつしよ い} 警察署へ 行って ください。とても ^{いそ} 急
^{ひやくとおばん} いでいるときは 110番に ^{でんわ} 電話して ください。